

都城市要配慮者避難支援プラン

令和3年3月 改訂

都 城 市

目 次

<u>第1章 基本的な考え方</u>	
1 趣 旨	1
2 都城市地域防災計画との関係	1
3 基本方針	1
<u>第2章 避難支援体制の構築</u>	
1 支援体制の整備	2
2 関係機関の役割	2
<u>第3章 避難行動要支援者の把握・共有</u>	
1 避難行動要支援者名簿の作成	4
2 避難行動要支援者の範囲	4
3 作成に必要な情報の収集	4
<u>第4章 個別計画の作成</u>	
1 個別計画の策定	6
2 個別計画の優先対象者	7
3 個別計画の内容	7
4 個別計画の適正管理	7
<u>第5章 乳幼児、妊産婦に対する支援計画</u>	
1 支援体制の整備	8
2 災害への備え	8
3 災害発生時の対応	8
<u>第6章 外国人に対する支援計画</u>	
1 支援体制の整備	9
2 災害への備え	9
3 災害発生時の対応	9
<u>第7章 情報伝達体制の整備</u>	
1 整 備	10
2 情報伝達の実施	10
<u>第8章 避難誘導・安否確認体制</u>	
1 避難誘導體制の整備	11
2 避難誘導の実施	11
3 避難誘導における留意事項	12
4 安否確認	12
<u>第9章 避難所における支援体制</u>	
1 避難所の開設	13
2 避難所の環境整備	13
3 福祉避難所の整備	14

4	福祉避難所の対象者	14
5	避難所運営における留意事項	14
6	医療機関との連携	15
7	ボランティアとの連携	15

第10章 災害に強いまちづくりの推進

1	要配慮者支援に関する防災知識の普及・啓発	16
2	避難支援訓練の実施	17
3	避難支援資機材の整備	17
4	要配慮者自身の備え	17

《様式》

1号様式	「避難行動要支援者名簿登録調査票」	19
2号様式	「個別計画作成申出書兼同意書」	20

第1章 基本的な考え方

1 趣旨

都城市要配慮者避難支援プラン（以下「避難支援プラン」という。）は、市域において災害が発生した場合又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）、避難のために必要な情報を迅速かつ的確に把握し、安全な場所への避難などの災害時の行動に支援を要する高齢者や障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等の特に配慮を必要とする人（以下「要配慮者」という。）の生命及び身体を守るため、市、地域の消防団や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、自治公民館その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）、介護・福祉サービス事業者等及び医療機関等が協力して、迅速かつ的確な避難支援を図るため、市が策定するものである。

2 都城市地域防災計画との関係

避難支援プランは、都城市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の第2編第2章第12節に規定する要配慮者の支援対策に関連して作成するものであり、要配慮者に係る災害予防計画及び災害応急対策計画を具体化したものである。

3 基本方針

(1) 対象とする者

要配慮者の中には、医療機関への入院、施設への入所及び家族との同居等、日常的に特定の者からの支援を受けられる状況にある者も相当数含まれている。

避難支援プランでは、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者として位置付けて、避難支援を重点的かつ優先的に進める。

(2) 対象とする地域

避難支援プランの対象地域は、本市全域とするが、実情に合わせた効果的な整備を進める上で、地域防災計画に掲載する土砂災害（特別）警戒区域、浸水想定区域、火山噴火に対する避難対象地域等の災害危険の高い箇所又は区域（以下「災害危険区域」という。）など、特に被災リスクの高い地域を重点的かつ優先的な地域とする。

(3) 全体構成

避難支援プランは、要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援活動を適切に行うため、避難行動要支援者名簿の作成や避難支援等関係者や関係機関・団体等の具体的な役割等、避難支援に関する全体的な考え方と、避難行動要支援者の一人ひとりに対する支援方法等を示した「個別計画」によって構成する。

第2章 避難支援体制の構築

1 支援体制の整備

(1) 市における支援体制の整備

市は、避難支援プランの円滑な運用を図るため、防災部局、福祉部局及び健康部局等が協力して要配慮者の避難支援のための業務を推進する。

福祉部局においては、日頃から避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成と管理を行うとともに、避難行動要支援者やその家族からの相談等を受けるための体制を整備する。

また、災害時には「福祉・救護班」を編成して、情報収集や伝達に努め、避難行動要支援者に対して必要な避難支援が実施できる体制を整備する。

(2) 地域における支援体制の整備

避難支援等関係者は、日頃から地域の要配慮者及び避難行動要支援者の所在や状態について把握するとともに、地域の支援ネットワークづくりを促進し、災害時には協力して避難支援が実施できる体制の整備に努める。

(3) 介護・福祉サービス事業者等における支援体制の整備

介護・福祉サービス事業者等は、日頃から施設利用者に対する災害時の行動計画を定めておくとともに、災害時には自らが保有する資機材及び福祉車両等を活用して避難支援が実施できる体制の整備に努める。

2 関係機関の役割

(1) 市の役割
ア 避難行動要支援者の把握と個別計画の作成・管理
イ 災害時における避難行動要支援者の安否確認
ウ 災害情報及び避難情報等に関する伝達体制の整備
エ 避難支援等関係者や関係機関・団体等との連絡・支援体制の構築
オ 福祉避難所の整備促進、指定及び大規模災害に備え協定締結
カ 自主防災組織等の結成促進、自主防災力強化のための資機材の整備
キ 要配慮者・避難行動要支援者の避難支援に関する知識の普及啓発
ク 要配慮者参加型の防災訓練の企画・実施・支援
(2) 民生委員・児童委員の役割
ア 要配慮者及び避難行動要支援者の把握及び調査への協力
イ 個別計画の作成・更新作業への協力
ウ 個別計画作成（避難行動要支援者登録）への働きかけ
エ 災害時における避難情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力

(3) 自主防災組織、自治公民館の役割
<ul style="list-style-type: none"> ア 要配慮者及び避難行動要支援者の把握及び調査への協力 イ 個別計画の作成・更新作業への協力 ウ 個別計画作成（避難行動要支援者登録）への働きかけ エ 災害時における避難情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力 オ 災害時における避難行動の支援
(4) 介護・福祉サービス事業者等の役割
<ul style="list-style-type: none"> ア 要配慮者及び避難行動要支援者を把握するための調査への協力 イ 個別計画の作成・更新作業への協力 ウ 個別計画作成（避難行動要支援者登録）への働きかけ エ 施設利用者に対する避難支援計画の作成 オ 災害時における避難情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力 カ 災害時における要配慮者の臨時的収容 キ 災害時における緊急入所、ショートステイへの対応 ク 施設入所者の避難計画の作成
(5) 社会福祉協議会の役割
<ul style="list-style-type: none"> ア 要配慮者及び避難行動要支援者を把握するための調査への協力 イ 個別計画の作成・更新作業への協力 ウ 個別計画作成（避難行動要支援者登録）への働きかけ エ 市や関係機関・団体等との連絡・支援体制の構築 オ 災害時における避難行動要支援者の安否確認への協力 カ 要配慮者の支援を行うボランティアの受入及び派遣調整
(6) 保健所、児童相談所の役割
<ul style="list-style-type: none"> ア 要配慮者及び避難行動要支援者を把握するための調査への協力 イ 個別計画の作成・更新作業への協力 ウ 個別計画作成（避難行動要支援者登録）への働きかけ エ 災害時における難病患者に対する避難誘導及び安否確認への協力 オ 災害により保護を要する児童等の把握及び措置 カ 避難所における要配慮者の心のケア及び健康管理に関する指導・助言
(7) 医療機関等の役割
<ul style="list-style-type: none"> ア 入院者、来院者に対する避難計画の作成 イ 災害時における対応可能状況を把握するための調査への協力 ウ 災害時における緊急入院への対応
(8) 消防団の役割
<ul style="list-style-type: none"> ア 個別計画作成（避難行動要支援者登録）への働きかけ イ 災害時における避難情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力 ウ 災害時における避難行動の支援

第3章 避難行動要支援者の把握・共有

1 避難行動要支援者名簿の作成

市は、地域における避難行動要支援者の全体像を把握するため、要配慮者のうち、支援が必要な対象者として考えられる在宅（一時的に入所、入院している者を含む）の高齢者、障がい者、難病患者等について、市の福祉部局から収集した情報と、関係機関から収集した情報により避難行動要支援者名簿を作成する。

また、特に支援が必要な状況にある避難行動要支援者については、自らの申し出（手上げ方式）や第三者から提供される情報を基に実施する調査に基づいて避難行動要支援者名簿に登載することもできる。その際の手続は、市の福祉課及び各総合支所市民生活課で対応する。

乳幼児、妊産婦、外国人については、対象となる者の移り変わりが著しいことから、市の関係部局において支援が必要な状況にある者の把握に努めることとする。

2 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、次に掲げる者のうち、「災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者」とする。

- (1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者
- (2) 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の者
- (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定において、要介護3以上の認定を受けている者
- (4) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する肢体障害を有する者、視覚障害及び聴覚障害に該当する障害を有する者
- (5) 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受けている者
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(平成7年法律第94号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (7) 特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者
- (8) 前各号に準じる状態にある者で、自ら避難行動要支援者であることを申し出た者

3 作成に必要な情報の収集

(1) 市による情報の収集

市は、避難行動要支援者名簿を作成するため、都城市個人情報保護条例及び都城市避難行動要支援者名簿に関する条例（以下「名簿条例」という。）の規定により、市が保有する次に掲げる台帳から避難行動要支援者の要件に合う者の情報を収集する。

- ア 住民基本台帳
- イ 要介護認定台帳
- ウ 身体障害者更生指導台帳
- エ 知的障害者指導台帳
- オ 精神障害者保健福祉手帳交付台帳

(2) 関係機関の協力による情報の収集

福祉部局は、次に掲げる関係機関の協力で行う調査等により避難行動要支援者の情報を収集する。

この調査等は、1号様式「避難行動要支援者名簿登録調査票」を用いて行うものとするが、収集する情報の項目を満たす独自の様式等を利用することもできる。

- ア 民生委員・児童委員が実施する65歳以上ひとり暮らし高齢者、75歳以上の高齢者のみの世帯及び障がい手帳を所有する者等で特に避難に支援が必要と考えられる者の居る世帯への訪問調査
- イ 高齢者関係事業所からの情報の提供
- ウ 障がい者関係事業所からの情報の提供
- エ 都城保健所が所管する特定医療費（指定難病）受給者台帳に基づく情報の提供
- オ その他必要に応じて実施される情報の提供

(3) 収集する情報の項目

避難行動要支援者名簿に記載する情報は、次のとおりとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日（年齢）
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする理由
- キ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(4) 避難行動要支援者名簿の共有・提供

ア 市の共有

避難行動要支援者名簿に記載する情報は、市の防災部局、福祉部局関係課及び避難支援に関係する課において共有するものとする。

イ 避難支援等関係者への提供

市は、平常時から地域における避難支援体制を構築するため、名簿条例第5条の規定により、避難行動要支援者又は代理人から名簿情報提供の拒否の申し出がない限り、避難支援等関係者へ名簿情報を提供するものとする。

ウ 災害が発生し又は発生するおそれがある場合の提供

市は、災害対策基本法第49条の11第3項に準じ、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者本人の同意がなくても名簿情報を提供する。

(5) 避難行動要支援者名簿の適正管理・更新

ア 避難行動要支援者名簿の取扱いに関する協定の締結

市は、名簿情報の提供を行う際、提供を受ける避難支援等関係者との間で、名簿条例第6条第1項に規定する名簿情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。

イ 名簿情報の適正管理

市は、避難行動要支援者に関して把握した情報を可能な限り実態に即した避難行動要支援者名簿作成を行う。また、名簿情報を提供した避難支援等関係者の名簿情報の利用状況の確認を定期的（年1回以上）に実施し、管理をする。

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、個人情報の安全管理のため、施設のできる保管庫等に保管し、名簿情報の漏えい防止に努める。

また、名簿情報の管理に関しては、市に報告を行い、避難行動要支援者の避難支援に関する目的以外に使用し、又は当該名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者以外に提供してはならない。

ウ 名簿情報の更新

避難行動要支援者名簿の適切な更新は、災害時における迅速かつ的確な支援を実施するために必要不可欠である。

市は、定期的（年1回以上）に名簿情報を更新するものとする。また、対象者の異動や状況の変化を把握した場合は、随時、追加や修正を行うこととし、常に名簿情報を適正に保つよう努める。

第4章 個別計画の策定

1 個別計画の策定

市は、避難行動要支援者の避難誘導を迅速かつ的確に行うため、避難行動要支援者又はその家族等と共に、個々に対応する支援者や支援の方法、支援に関する必要事項等を示した個別計画の策定を進める。

個別計画は、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者への聞き取り調査を基本とし、市や地域の避難支援等関係者又はその他の関係機関などが協力し作成する。

また、特に支援が必要な状況にある避難行動要支援者については、自らの申し出（手上げ方式）や第三者から提供される情報を基に実施する調査に基づいて作成することもできる。

2 個別計画の優先対象者

個別計画は、避難行動要支援者名簿に登録された避難行動要支援者のうち、災害危険区域等に居住する者について重点的かつ優先的に作成する。

3 個別計画の内容

個別計画には、避難行動要支援者名簿に記載された項目に加え、避難支援に必要な次に掲げる事項を記載する。

- (1) 加入している自治公民館名（未加入の場合は、区域の自治公民館）
- (2) 避難支援者
- (3) 緊急時連絡先
- (4) かかりつけの医療機関
- (5) 携行する医薬品等
- (6) 情報伝達での留意事項
- (7) 避難誘導時の留意事項
- (8) 避難先での留意事項
- (9) 避難支援等関係者への情報提供に関する同意の有無

4 個別計画の適正管理

(1) 保管及び使用の制限

市は、市や避難支援等関係者などが作成した個別計画を台帳として整備し、福祉部局において保管する。

なお、市及び避難支援等関係者は、個別計画を避難行動要支援者の避難支援に関する目的以外に使用してはならない。

(2) 情報の更新

市や避難支援等関係者などは、対象者の異動や状況の変化を定期的に把握し、避難行動要支援者確認の下、追加や修正を行い、常に計画の内容を適正に保つよう努める。

(3) 情報の共有

個別計画に記載された情報は、市のほか、避難行動要支援者又はその家族等が情報提供に関して同意した避難支援等関係者で共有する。

(4) 緊急時の情報提供

市は、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために必要かつ緊急を要する場合に限り避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく救出活動等を行う者又は機関に対して避難行動要支援者名簿及び個別計画の情報を提供できるものとする。

第5章 乳幼児、妊産婦に対する支援計画

1 支援体制の整備

1人では危険の察知や情報の入手・理解、避難の判断ができない乳幼児や、思うように身体を動かすことができない妊産婦は災害時において支援が必要となる。特に妊娠から出産までの期間は、胎児の健やかな成長のために大切な時期であり、日々の生活において、様々な健康管理が必要である。

市は、特に配慮が必要となる避難所での対応を中心として支援体制の整備を図るものとする。

なお、本章に定めのない事項については、前記各章に基づき運用するものとする。

2 災害への備え

(1) 避難所の設備の充実

市は、避難所の施設管理者と協力して、乳幼児や妊産婦等の利用を考慮して次に掲げる設備等の充実を図るものとする。

ア 畳やカーペット、冬季の暖房器具などの防寒対策用の設備

イ ミルク用のお湯及び沐浴のための給湯設備

ウ 授乳やオムツ交換及び泣き声対策のための個室

エ 避難所用屋内型テント等のプライバシーに配慮するための設備

(3) 緊急連絡体制の整備

産婦人科医との緊急連絡手段の確保に努め、迅速な緊急受入れと適切な処置が実施できるよう体制を整備する。

また、助産師会との連携を強化し、災害時における避難所への派遣について協力が得られるよう、平常時から緊密な関係を構築する。

3 災害発生時の対応

(1) 避難誘導

市は、発災時に容体が悪いなどの特別な状態にある妊産婦からの連絡を受けるため、福祉・救護班に窓口を設置し、適切な助言による避難誘導を実施するほか、自力での避難が困難で緊急を要する状況にある者に対しては、必要に応じて避難の補助を実施する。

(2) 避難所での支援

乳幼児や妊産婦の状況に的確に対応するため、女性職員又は女性のボランティア・スタッフの配置に努めるものとする。

また、著しい環境変化の影響により様態に異常がある場合は、速やかに主治医への連絡を行うとともに移動手段の調整又は移送を実施する。また、地域の助産師や栄養士等との連携の下、妊産婦・乳幼児の健康管理を行う体制を整備する。

(3) 保護を要する児童等への対応

都城児童相談所は、市と連携して、被災により保護者による監護等ができなくなった乳幼児等の状況把握に努め、親族による受入れや児童養護施設等への受入れなどの措置を講ずる。

第6章 外国人に対する支援計画

1 支援体制の整備

日本語によるコミュニケーションが困難である外国人は、災害時において支援が必要となる。

市は、各種国際交流団体等の協力の下、本市に居住する外国人に対する災害時の支援ネットワークを構築し、情報伝達及び避難所生活に関する支援体制の整備を図るものとする。

2 災害への備え

(1) 外国人の把握

支援体制を整備するに当たり、被災リスクの高い者をあらかじめ特定しておく必要から、特に災害危険区域等に居住する外国人の所在等を把握するものとする。

(2) 防災知識の普及

外国人自らの迅速な避難行動を促進するとともに、言葉や文化の違いによって起こり得る避難所生活でのトラブルを未然に防ぐため、次に示す方法等により、外国人に対する防災知識の普及に努める。

ア 避難に関する用語や気象情報等の防災に関する専門用語をやさしい日本語と外国語に翻訳したパンフレットや防災マップの作成・配布

イ 交流会や研修会等を通しての普及・啓発

ウ 外国人が在籍する企業等に対する防災に関する知識の普及や、避難支援のための体制整備に関する指導

(3) 避難所の設備等の充実

市は、避難所の施設管理者と協力して、外国人の利用を考慮して次に掲げる設備等の充実を図るものとする。

ア 多言語表示シートやピクトグラムを用いた表示等による日本語以外を母語とする者への案内表記

イ 宗教上の理由で食材が制限される者用のハラール認証を受けた食品

ウ 宗教上の理由で礼拝を行う際の専用スペース

3 災害発生時の対応

(1) 情報の伝達

避難に関する情報が発せられた場合又は災害が発生した場合、支援ネットワークを活用して迅速かつ的確に情報の伝達を行い、安全に避難ができるよう支援する。

(2) 避難所での支援

避難生活の支援と情報の提供のため、多言語の表示やピクトグラム、指さしカード等のコミュニケーションツールを配置し必要に応じて通訳ボランティアを派遣する。

第7章 情報伝達体制の整備

1 整備

(1) 市

市は、災害時における避難情報や災害関連情報について、要配慮者のみならず、その家族や支援者に対しても広く周知を図る必要がある。災害時には電話回線の不通や停電による通信手段の途絶等に対処できるよう、特定の伝達手段にとらわれることなく、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

また、災害危険区域内の要配慮者利用施設には防災行政無線（戸別受信機）を設置し、市からの避難情報等を直接伝達するよう努める。

※情報を発信する際は、聴覚障がい者や外国人にも配慮して外国語や文字放送を行うなどの配慮に努める。

《多様な情報伝達手段の確保》

情報伝達手段	音 声	文 字
市の広報車による広報	○	
市からの電話・ファクシミリ	○	○
消防団車両等による広報	○	
放送事業者（テレビ、ラジオ）への情報提供による放送	○	○
ケーブルテレビ、コミュニティFMへの情報提供による放送	○	○
携帯メールサービス（緊急速報メール、登録制メール等）		○
市のホームページ		○
フェイスブック等のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）		○
防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声子局）	○	

(2) 避難支援等関係者及び関係機関等

避難行動要支援者を支援する避難支援等関係者や要配慮者を支援する関係機関・団体等は、市が提供する避難情報や災害関連情報を確実に取得するため、携帯メールサービスの積極的な導入を進めるとともに電話連絡網等による情報伝達体制の整備を図る。

2 情報伝達の実施

(1) 市

市は、避難情報や災害関連情報を発表したとき及び避難所を開設したときは、速や

かに多様な情報伝達手段を活用して情報伝達を行う。

(2) 避難支援等関係者

避難行動要支援者へ情報伝達を行う避難支援等関係者は、市や防災関係機関が発表する情報を入手し、情報の伝達を受けたときは、直ちに自らが担当する避難行動要支援者又はその家族への連絡を試み、災害の状況を説明するとともに避難に対する心構えと準備を勧める。

また、避難勧告等が発表された場合は速やかな避難を促すものとする。

(3) 関係機関等

要配慮者を支援する関係機関・団体等は、要配慮者の様子を電話又は直接訪問によって確認し、台風が接近していることなどを伝えるとともに、警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始が発令されているときは避難の開始を促し、自ら避難できるものに対しては早期の自主避難を勧める。

第8章 避難誘導・安否確認体制

1 避難誘導体制の整備

(1) 市

福祉・救護班は、避難情報発令の状況や避難所の開設状況を把握し、避難支援等関係者及び要配慮者を支援する関係機関・団体等からの照会や支援実施の連絡に迅速に対応するほか、公用車の待機、支援を要請する避難支援等関係者や関係機関・団体等との連絡を密にするなどして迅速かつ的確な避難誘導が実施できる体制を整備する。

(2) 避難支援等関係者

避難誘導を行う避難支援等関係者は、市が提供する避難情報や災害関連情報を確実に取得するため携帯メールサービスの積極的な導入を進めるとともに、常に担当する避難行動要支援者の電話番号を携帯するなどして連絡手段を確保し、迅速な避難誘導が実施できる体制を整備する。

(3) 関係機関等

要配慮者を支援する関係機関・団体等は、組織内に要配慮者支援のためのチームを編成し、自らが保有する資機材や福祉車両を準備するなどして、必要に応じて迅速な避難誘導が実施できる体制を整備する。

2 避難誘導の実施

(1) 市

本部対策班は、受入可能な避難所の収容状況を福祉・救護班へ提供し、福祉・救護班は、自力での避難が困難であり関係機関からの支援を受けられない状況にある要配慮者に関する通報を受けた場合、必要に応じて市の公用車両を活用して移動支援を実施する。

なお、複数の者を同時に移送する必要がある場合に備えてマイクロバス等を活用するなど、車両担当部署と連携を図る。

(2) 避難支援等関係者

避難誘導を行う避難支援等関係者は、個別計画に基づき避難行動要支援者の状況に応じた付き添い又は補助を行い、指定避難所等への移動支援等を行う。

また、避難誘導を実施した場合は、福祉・救護班に、避難行動要支援者の氏名及び避難先を連絡するものとする。

(3) 関係機関等

要配慮者を支援する関係機関・団体等は、災害が発生するおそれがあると判断した際には、自らが保有する資機材や福祉車両等を活用して要配慮者を避難所等の安全な場所へ移送する。

避難誘導を実施する際は、必ず要配慮者の特性を理解している者が付き添い、努めて冷静に接して安心させるように行い、福祉・救護班に、支援した者の所属と氏名、要配慮者の氏名及び避難先を連絡するものとする。

3 避難誘導における留意事項

避難支援等関係者及び関係機関は、発災時など支援者自身の安全が確保できない状況においては、専門的な装備や資機材が必要となることから無理をしての外出は控え、福祉・救護班、消防局及び消防団に状況を連絡して応援を要請する。

また、急病等による急激な容体の悪化や怪我をした要配慮者等については、速やかに消防局への連絡を行い、緊急処置又は入院が可能な医療機関への搬送を行う。

このほか、医療行為が必要な要配慮者等についても、かかりつけの医療機関又は医療機関との連携を図る。

4 安否確認

(1) 安否情報の収集体制の整備

ア 市

市は、避難支援等関係者や関係機関による安否情報の集約や照会に一元的に対応するため、福祉・救護班に安否情報窓口を設置する。

イ 避難支援等関係者

民生委員・児童委員、自主防災組織、自治公民館等は、日頃の地域活動を通じて避難行動要支援者の所在や避難先等を把握し、地域における情報の集約を図り、安否情報窓口への円滑な情報提供ができる体制を整備する。

また、避難支援等関係者は、常に担当する避難行動要支援者の電話番号を携帯するなどして連絡手段を確保し、関係機関と連携を図り迅速な安否確認が実施できる体制を整備する。

ウ 関係機関等

要配慮者を支援する関係機関・団体等は、関係する要配慮者の安否について相互

に協力して情報を交換できる体制を整備し、実施可能な範囲内での把握に努める。

また、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者及び障がい者に関する事業者は、それぞれの把握している利用者の情報を基に安否について確認し、安否情報窓口へ情報を提供できる体制を整備するなど、安否確認の体制づくりに努めるものとする。

(2) 安否確認の実施

安否確認は、避難支援等関係者や関係機関・団体等が持つ連絡網等を最大限に活用して、可能な限り直接の連絡により迅速に安否の確認を行うものとする。

市は、避難行動要支援者名簿と関係機関・団体等が把握した安否情報や避難所の避難者名簿等とを照らして避難の状況を把握しつつ、避難行動要支援者に係る問合せへの対応を行うものとする。

支援を実施した者は、避難行動要支援者を避難所や親戚宅等へ移送した場合のほか、消息が不明な者について安否情報窓口へ連絡し、生命、身体に影響するような被害が想定される者があるときは、速やかに消防機関及び警察等との連携を図り救出活動のための体制を整える。

第9章 避難所における支援体制

1 避難所の開設

市は、災害時において地域防災計画に定める基準に基づき速やかに避難所を開設し、避難者を受け入れる態勢を整え、避難所開設について多様な情報伝達手段を活用して住民への周知を図る。

2 避難所の環境整備

市は、地域防災計画で指定する避難所について、可能な限り要配慮者の利用にも配慮して次のような環境整備に努める。

(1) 施設の整備改善

- ア 段差解消、手摺りの設置等のバリアフリー化
- イ 既設トイレの洋式化、身体障がい者用トイレへの改良・新設
- ウ 給湯設備の設置
- エ 多言語表示とピクトグラムによる案内表示

(2) 仮設等による対策

- ア 授乳やオムツ交換及び体調不良者等に対応できる個室の確保
- イ 成人向けのオムツ交換場所の確保
- ウ 補助犬（盲導犬等）を必要とする場合の専用スペースの確保
- エ 間仕切り等によるプライバシーの保護
- オ トイレに近い場所への要配慮者エリアの確保
- カ 車いすが通行可能な通路の確保
- キ 畳、マット、扇風機、ストーブ等の配置

- ク 車いす、簡易ベッド、障がい者対応型仮設トイレ等の配置
- ケ 文字放送対応テレビ、ラジオの配置
- コ 宗教上必要とする場合の専用スペースの確保

(3) 協定等による設備の確保

避難所では対応できない入浴設備や空調設備等については、災害時応援協定を締結するなど支援体制の充実を図る。

3 福祉避難所の整備

(1) 福祉避難所の指定

市は、高齢者や障がい者等の特別な配慮や援助を必要とする要配慮者の避難を優先する避難所として、福祉避難所を指定する。

(2) 福祉避難所として利用できる施設との協定締結

市は、大規模災害に備え福祉避難所として利用可能な施設と福祉避難所の設置運営に関する協定を締結するものとする。この利用可能な施設とは、原則として災害危険区域等でない社会福祉施設とする。

また、協定書には、受け入れる際の要件や費用負担等について明らかにしておくことにより、円滑な福祉避難所の開設や運営を図るものとする。

4 福祉避難所の対象者

福祉避難所の対象者は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度のものであって、避難所での生活において特別な配慮を要する者である。

具体的には、高齢者、障がい者の他、妊産婦、乳幼児、病弱者等の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその家族又は介助者である。

5 避難所運営における留意事項

(1) 避難所生活での配慮

ア 物資の供給や食事への配慮

避難所の運営において、要配慮者への食品や物資等の配布については平等に行うほか、要配慮者の個々の特性に応じた次に掲げるものを提供できるよう努める。

(ア) 乳幼児には、育児用ミルクの提供

(イ) 高齢者等には、やわらかい食品の提供

(ウ) アレルギー患者には、特定品目除去食品の提供

(エ) 宗教上等の理由で食材が制限される方には確認を行った上での食品の提供

イ 情報提供での配慮

避難者への情報提供は、音声だけでなく聴覚障がい者にも配慮して必ず掲示も併用する。

また、外国人への配慮として、やさしい日本語と外国語やピクトグラム等を用い

て理解しやすい内容で掲示を行う。

(2) 心身の健康管理

ア 医療班による巡回

医師、保健師、看護師、栄養士等が避難所を適宜巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるとともに必要な医療ケア等を行うことにより、障害の重度化や合併症の予防に努める。

また、ライフラインが停止している状況で自宅での生活をおくる被災者に対しても、巡回による医療ケア等の実施に努める。

イ こころのケア

災害による大きなショックや強い不安感、長期化する避難所生活の中でのストレスの蓄積による精神的な負担を軽減するため、ボランティアや地域の人による話かけや気軽な手伝いなど、要配慮者への理解と交流を行う。

また、精神科医や臨床心理士、保健師等の協力を得てこころのケアの実施に努める。

(3) 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策の徹底

ア 受付時の健康確認や感染予防を行う。

避難所の受付では、検温や自覚症状の確認を必ず行い、異常が見られる場合は、個室やパーティションによる専用スペースを活用し感染拡大を防止するほか、医療機関や都城保健所への連絡を行う。

イ 避難者同士の密集、密接及び密閉を防ぐ。

避難者同士の密集や密接を防ぐために避難スペースを明確に区分けすることができる屋内型テント等を活用する。また、定期的に換気や消毒を行い、感染予防に努める。

6 医療機関との連携

避難者の中には、内部障がい者や難病を抱えている者もいると考えられるが、自力歩行ができるなど一般の人と変わりなく見えるために対応が遅れてしまうほか、一定の医療行為を受けられなくなると生命に関わる場合もある。

市は、避難行動要支援者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、直ちに医療機関に移送できるよう、消防局や医療機関との連絡を確保する。

医療機関は、医師会を中心として緊急時の受入態勢に関する情報の一元的な集約に努め、消防局はもとより市との連絡を確保し、迅速な移送及び受入れのための体制を整備する。

7 ボランティアとの連携

(1) ボランティアの受入窓口の開設

避難所における要配慮者の生活支援等においては、ボランティア活動が大きな役割を担い、行政の機能が十分に発揮されない発災直後では、ボランティアの迅速かつ

きめ細かな活動が極めて重要となる。

社会福祉協議会は、積極的にボランティアを受け入れ、市及び関係機関等と連携して支援の必要な要配慮者の救護及び避難所における支援に取り組むものとする。

そのため、社会福祉協議会は、ボランティアの受け付け及びコーディネート、活動のニーズの調査、把握を行う機関として災害救援ボランティアセンターを立ち上げるものとする。

また、市は、災害救援ボランティアセンターとの連絡体制を確立するため、連絡調整員を派遣するなどの体制を整えとともに、活動に必要な場所や資機材を提供するなど、ボランティア活動を支援する環境の整備を行うものとする。

(2) ボランティア活動のニーズの把握

要配慮者に対するボランティア活動が円滑に行われるためには、ボランティアに対するニーズを的確に把握する必要がある。

社会福祉協議会は、ボランティアに対するニーズは時間の経過とともに変化することに留意し、市、NPO、ボランティア団体などと連携してボランティアに対するニーズの把握に取り組むものとする。

(3) 専門技術型ボランティアの確保

避難所生活において要配慮者を支援するためには、手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳者等の専門技術型ボランティアの配置が有効である。

社会福祉協議会は、平常時から専門技術型ボランティアの候補者名簿の作成やネットワークの構築に努めるものとする。

第 10 章 災害に強いまちづくりの推進

1 要配慮者支援に関する防災知識の普及・啓発

(1) 防災知識の普及・啓発

市は、災害に関する基礎知識と合わせて要配慮者の特性や配慮すべき事項を示したパンフレットや広報紙、ホームページ等を作成し配布するなど、市民に対して災害時における要配慮者の避難支援に関する知識の普及を図るとともに、防災講演会や研修会等の開催に際し、要配慮者や支援者の参加を促進することで防災意識の向上を図るものとする。

(2) 総合防災マップ等の整備・活用

ア 総合防災マップの作成と周知

市は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき河川管理者が公表する浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき県が指定する土砂災害警戒区域等の災害危険箇所について、指定避難所等の情報と合わせて掲載した総合防災マップを作成する。

総合防災マップが住民に十分に周知されるよう、各世帯への直接配付、転入者への市の窓口での配布、市のホームページでの公開などを行うものとする。

イ 総合防災マップの活用

各支援機関は、市が作成した総合防災マップについて、他の防災関係機関から提供される情報等を加味しながら自らの活動及び要配慮者の支援のために活用するものとし、市は、その活動を支援し協力するものとする。

また、避難支援等関係者は、それぞれの担当区域又は地区ごとに日頃の見守りや支援の対象となる避難行動要支援者を総合防災マップ上で確認するとともに、特に注意を配るべき災害危険区域等に居住する避難行動要支援者の把握に努める。

介護・福祉等サービス提供施設においても施設利用者の居住地を総合防災マップ上で確認することにより、支援対象者の把握と効率的な支援行動に活用する。

2 避難支援訓練の実施

市は、要配慮者の支援に関する防災意識の向上を図るため、防災訓練に要配慮者の特性を考慮した内容を盛り込み要配慮者に参加を促すとともに、避難支援等関係者や関係機関・団体等と協力、連携してより実践的な避難支援訓練を実施するものとする。

3 避難支援資機材の整備

自主防災組織、自治公民館等は、地域における防災力向上と避難体制の整備を推進する中で、要配慮者の避難支援も考慮した防災資機材の整備に努める。

市は、国・県の補助する各種助成制度の導入に努め、地域における資機材の整備を支援する。

4 要配慮者自身の備え

(1) 要配慮者自身の心構え

災害時には、要配慮者自身も支援者からの救出を待つだけではなく、基本的には「自らの身は自ら守る」という心構えが必要である。そのためには、要配慮者自身が日頃から積極的に周囲と協調し、災害時の備えを行う必要がある。

(2) 隣近所や地域支援機関等との交流

要配慮者は、最寄りの民生委員・児童委員、自主防災組織等の避難支援等関係者のリーダーが誰であるか等を把握し、連絡方法を準備しておく。また、地域や隣近所とは日頃から積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境を作る。

(3) 支援に関する意思表示

災害時には、自分がどのような支援を必要としているかを的確に伝え、理解してもらう必要がある。

例えば、常に薬を服用しておく必要がある者は、薬の名称や処方箋、お薬手帳、緊急連絡先等を記した防災カードを身につけ非常持出袋等に用意しておくなど、自らの身を守るために必要な情報を確実に支援者に提供できるようにしておく。

(4) 避難経路及び避難所の確認

要配慮者は、日頃から、自宅から避難所までの経路をひとりで又は支援者と共に歩

いて確認し、注意すべき場所や目印となるものを知っておくようにする。

また、障害物や危険箇所等、改善の必要がある場合は、市や施設管理者などに連絡することも重要である。

(5) 早期の自主避難

台風など風水害は、災害の発生までに時間的余裕があるので、自ら行動を起こすことのできる要配慮者は、早期に安全な親族や知人宅又は短期入所施設等に自主的に避難しておくよう努める。

そのため、日頃から災害を想定した行動を決めておくことが大切である。

(6) 非常持出品などの準備

日頃から、避難時の非常持出品として食料、飲料水、救急セット、貴重品等を袋やバッグ等にまとめて準備しておくことが重要である。特に電気を必要とする医療機器を使用している場合は、非常電源や予備電源を事前に確保することが必要になる。また、自身の状態、状況に応じた必需品や手帳等についても、非常持出袋等に入れておく等、支援者に伝えやすくしておくことが迅速な避難を実施するために必要である。

《 要配慮者特有の持出品の例 》

区 分	品 物 の 種 類
高齢者、認知症高齢者	常備薬、紙おむつ、携帯トイレ等
視覚障がい者	白杖、点字版、眼鏡等
聴覚障がい者	補聴器、筆記用具、笛・警報ブザー等
肢体不自由者	補装具、電動車いす用予備バッテリー等
知的障がい者、精神障がい者	常備薬、処方箋、本人のこだわり品
難病患者、内部障がい者	常備薬、携帯用酸素ボトル、ストーマ装具等
乳幼児、妊産婦	母子手帳、常備薬、紙おむつ、粉ミルク等
外国人	パスポート、在留カード等

個別計画作成申出書兼同意書

私は災害が発生した場合に避難支援や安否確認を必要とするので、都城市要配慮者避難支援プランに基づき個別計画作成することを希望します。
また、個別計画の内容については、市、避難支援等関係者及び避難支援者の避難支援に関する機関で共有することに同意します。

記入年月日	年 月 日	代理人欄		
氏名 本人署名 又は記名押印		氏名		登録者との関係
		電話番号		

※本人が署名できない場合は、代理人が記入し、代理人欄も記入してください。

①登録者（避難行動要支援者名簿）

フリガナ		利用者番号	
氏名		生年月日	
住所 (現住所)	*上記住所（住民登録地）と実際の住居地が異なる場合は記入してください		
電話番号		携帯電話	
FAX		メール	
世帯構成(本人含む)	人	危険区域	<input type="checkbox"/> 浸水 <input type="checkbox"/> 土砂災害 <input type="checkbox"/> その他 ()
〔該当する項目へ <input type="checkbox"/> チェック又は、必要とする支援などを記入してください〕			
避難等の際必要とする支援の内容 (必要補助用具等)	(移動用具) <input type="checkbox"/> 杖 <input type="checkbox"/> 車椅子 <input type="checkbox"/> (医療用具) <input type="checkbox"/> 在宅酸素 <input type="checkbox"/>		
情報伝達での留意事項	<input type="checkbox"/> 耳がとおい <input type="checkbox"/> メモなどによる視覚的な情報伝達 <input type="checkbox"/> 短い言葉で分かりやすい説明 <input type="checkbox"/>		
避難誘導時の留意事項	<input type="checkbox"/> 足が不自由なため移動に介助が必要 <input type="checkbox"/>		
避難先での留意事項	<input type="checkbox"/> 環境の変化が苦手で精神的に不安定になりやすい <input type="checkbox"/>		

(裏面あり)

②要支援者の状況

1	かかりつけの医療機関（ ）			電話：（ ）
	治療中の疾患		携行医薬品等	
2	かかりつけの医療機関（ ）			電話：（ ）
	治療中の疾患		携行医薬品等	
居宅介護支援事業所		電話：（ ）		ケアマネ（ ）
担当民生委員		自治公民館		公民館
家屋の状況		普段いる部屋：（ ）		
		寝室の位置：（ ）		

③緊急時の連絡先

1	氏名 (団体名及び代表者)		関係・所属	
	住所		電話番号	
			携帯番号	
2	氏名 (団体名及び代表者)		関係・所属	
	住所		電話番号	
			携帯番号	

④避難支援者

災害時に支援してもらえる方を、その方の同意を得てから記入してください

情報伝達者1	氏名 (団体名及び代表者)		関係・所属	
	住所		電話番号	
			携帯番号	
情報伝達者2	氏名 (団体名及び代表者)		関係・所属	
	住所		電話番号	
			携帯番号	
避難誘導員1	氏名 (団体名及び代表者)		関係・所属	
	住所		電話番号	
			携帯番号	
避難誘導員2	氏名 (団体名及び代表者)		関係・所属	
	住所		電話番号	
			携帯番号	